

基発第0302005号
平成17年3月2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働基準法関係解釈例規について

平成16年4月1日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が施行されるなど、国家公務員及び地方公務員に対する労働基準法の適用関係について変更が生じているところであるので、今般、労働基準法関係解釈例規について下記のとおり改正を行うこととするので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」第112条関係〈国家公務員及び地方公務員に対する労働基準法の適用関係〉の表（平成11年3月31日付け基発第168号及び平成13年2月22日付け基発第93号により改正）を次のように改める。

△ 国家公務員及び地方公務員に対する労働基準法の適用関係
 △ 国家公務員及び地方公務員に対する労働基準法の適用について、次のとおりであること。
 一 国家公務員関係

職員の種類	適用の有無	職権の行使	根拠条文	備考
一 職員 一般職に属する イ 職 員 特定独立行政 法人等（特労法 第二条第三号） の職員以外の職 員 ロ 特定独立行政 法人等の職員	① 適用なし。 ② 国公法の精神に抵触せず、かつ、同法に基づく法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内にお いて、労働基準監督機 関の職権に関する規定は 適用されない。 ① 第一、四、八、二、七、 第三、二、一、八、二、 並びに第二、二、八、二、 の規定を除き全面的に 適用あり。 ② 特労法第三、七、条、 立行政法人通則法第五 九、五、七、条、日本郵 政公社法第五、七、条、 除しない国公法の規定 及びこれに關連する規 定は、優先する。 法に優先する。	労働基準監督機関	国公法附則第一六条 国公法第一次改正法 附則第三条 特労法第三七条第一 項第一号及び第二号	（国公法附則第一六条） （略）労働基準法（中略） 並びにこれらの法律に基いて 発せられる命令は、こ れら第二条の一般職に 属する職員には、これ を適用しない。 （特労法第三七条第一項） 次に掲げる法律の規定は、 職員について、適用し ない。 一 国家公務員法（中略） 附則第一、六、条の規定 二 国家公務員法の一部を 改正する法律（国公法第 一次改正法）（中略） 附則第三条の規定 （特労法第二条） この法律において、次の 各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めると ころによる。 一、二、（略） 三、特定独立行政法人等 特定独立行政法人、国 有林野事業を行う国の 経営する企業及び日本 郵政公社をいう。 四、職員、特定独立行政 法人等に勤務する一般 職に属する国家公務員 をいう。

<p>二 特別職に属する職員 イ 裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。）</p>	<p>① 適用なし。 ② 一のイの②に同じ。</p>		<p>裁判所職員臨時措置法一号</p>	<p>（裁判所職員臨時措置法第一号） 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（中略）については、（中略）次に掲げる法律の規定を準用する。（中略） 一 国家公務員法（以下略）</p>
<p>ロ 国会議員</p>	<p>① 適用なし。 ② 国会職員法で定められた事項等に矛盾しない範囲内において準用される。ただし、労働基準監督機関の職権に関する規定は適用されない。</p>		<p>国会職員法第四五条 第一項 同法同条第二項</p>	<p>（国会職員法第四五条第一項） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令は、国会職員については、これを適用しない。</p>
<p>ハ 防衛庁の職員</p>	<p>適用なし。</p>		<p>防衛庁設置法第六一条第一項 自衛隊法第一〇八条</p>	<p>（防衛庁設置法第六一条第一項） （略）防衛庁に置かれる職員（中略）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項（中略）については、自衛隊法の定めるところによる。</p>
<p>ニ 右記以外の職員</p>	<p>労働基準法上の労働者である限り全面的に適用あり</p>	<p>労働基準監督機関</p>	<p>（国公法附則第一六条及び国公法第一次改正法附則第三条参照）</p>	<p>（自衛隊法一〇八条） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>

<p>二 特別職に属する職員</p>	<p>二 地公法第五七条に規定する地方公営企業等の労働者</p>
<p>当用あり。労基法上の労働者に該当する場合、全面的に適用あり。</p>	<p>第三項（有期労働契約の締結、更新及び雇止め）、並びに第一八条の二（解雇）に係る部分並びに法第七五条から第八八条まで（災害補償）の規定を除き全面的に適用あり。</p>
<p>労働基準監督機関</p>	<p>労働基準監督機関</p>
<p>地公法第四条第二項</p>	<p>地公労法附則第五項</p>
<p>（地公法第四条第二項） この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。 （参考） 地公法上の管理者（同法七条及び八条参照）は、地公法第三条第三項第一号の三により特別職とされる。</p>	<p>は一部を適用することができる。 （地方独立行政法人法第五条） 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員には適用しない。 一 地方公務員法（中略）第五八条（同条第三項中労働基準法第一四条第二項及び第三項並びに第一八条の二に係る部分並びに同法第七五条から第八八条まで及び船員法第八九条から第九六条までに係る部分）（地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五八条の二の規定</p> <p>（地公労法附則第五項） 地方公務員法第五七条に規定する単純な労働に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱についてはその労働関係その他身分取扱に関する特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第一七条を除く。）及び地方公営企業法第三七条から第三九条までの規定を準用する。（以下略）</p>

(参考)

○傍線部が今回の通達による改正点

一 国家公務員関係

職員の種類	適用の有無	職権の行使	根拠条文	備考
<p>一 職員 一般職に属する</p> <p>イ 特定独立行政 法人等(特労法 第二条第三号) の職員以外の職 員</p> <p>ロ 特定独立行政 法人等の職員</p>	<p>① 適用なし。</p> <p>② 国公法の精神に抵触せず、かつ、同法に基づく法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内にお いて、労働基準監督機 関の職権に関する規定は 適用されない。</p> <p>① 第一、四、八、二、二、 第三、二、二、二、二、 並びに第二、二、二、二、 の規定を除き、全面的に 適用あり。</p> <p>② 特労法第三七条、独 立行政法人通則法第五 九条及び日本郵政公社 法第五七条で適用を排 除しない国公法の規定 及びこれに関連する人 事院規則の規定は、労基 法に優先する。</p>	<p>労働基準監督機関</p>	<p>国公法附則第一六条 国公法第一次改正法 附則第三条</p> <p>特労法第三七条第一 項第一号及び第二号</p>	<p>(国公法附則第一六条) (略)労働基準法(中略)並びにこ れらの法律に基いて発せられる命令は、 第二条の一般職に属する職員には、 これを適用しない。</p> <p>(特労法第三七条第一項) 次に掲げる法律の規定は、職員につ いては、適用しない。 一 国家公務員法(中略)附則第一 六条の規定 二 国家公務員法の一部を改正する 法律(「国公法第一次改正法」(中 略)附則第三条の規定)</p> <p>(特労法第二条) この法律において、次の各号に掲げ る用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。 一 (略) 二 (略) 三 特定独立行政法人等 特定独立 行政法人、国有林野事業を行う国 の経営する企業及び日本郵政公社 をいう。 四 職員 特定独立行政法人等に勤 務する一般職に属する国家公務員 をいう。</p>

<p>二 特別職に属する職員 イ 裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。）</p>	<p>① 適用なし。 ② 一のイの②に同じ。</p>		<p>裁判所職員臨時措置法一号</p>	<p>（裁判所職員臨時措置法第一号） （裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（中略）については、（中略）次に掲げる法律の規定を準用する。（中略） 一 国家公務員法（以下略）</p>
<p>ロ 国会議員</p>	<p>① 適用なし。 ② 国会職員法で定められた事項等に矛盾しない範囲内において準用される。ただし、労働基準監督機関の職権に関する規定は適用されない。</p>		<p>国会職員法第四五条 第一項 同法同条第二項</p>	<p>（国会職員法第四五条第一項） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令は、国会職員については、これを適用しない。</p>
<p>ハ 防衛庁の職員</p>	<p>適用なし。</p>		<p>防衛庁設置法第六一条 第一項 自衛隊法第一〇八条</p>	<p>（防衛庁設置法第六一条第一項） （略）防衛庁に置かれる職員（中略）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項（中略）については、自衛隊法の定めるところによる。</p>
<p>ニ 右記以外の職員</p>	<p>労働基準法上の労働者である限り全面的に適用あり</p>	<p>労働基準監督機関</p>	<p>（国公法附則第一六条及び国公法第一次改正法附則第三条参照）</p>	<p>（自衛隊法一〇八条） （略）労働基準法（中略）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>

表に掲げる事業を除く。に従事する職員

に置いては、地方公共団体の長

雇、第二、四、条第一項の（通貨・直接・全額払いの原則）第三、二、条の三から第三、二、条の五まで（フレックスタイム制、一年単位の労働時間制、変形労働時間制）第三、八、条の二、項及び第三、八、条の三、項（専門業務量労働制）第三、九、条の五、項（計画休業）第七、五、条から第九、三、条まで（災害補償及び就業規則）並びに第一〇、二、条（監督官の司法警察権）並びにこれらの規定に基づく命令の規定を除き適用あり。また、第三、二、条の二、項（一箇月単位の變形労働時間制）及び第三、四、条の二、項ただし書（一斉休憩の適用除外）の適用の特例あり。なお、義務教育諸学校等の教育職員については、第三、七、条が適用除外されるほか、第三、三、条第三、項の適用の特例あり。

第一、四、条第二項及び第三

労働基準監督機関

地公企法第三九条

教職給与特例法第五、五、条

（地公法第五、八、条第五項）労働基準法（中略）の規定並びにこれら規定に基づく命令の規定中第三項の規定により職員に適用されるものを適用する場合には、労働基準法別表第一号から第一〇号まで及び第一、三、号から第一、五、号までに掲げる事業に従事する職員の場合を除き、人事委員会の委員（人事委員）を置かない地方公共団体（人事委員）が行うものとする。

（教職給与特例法第五、五、条）公立の義務教育諸学校等の教育職員に就いては、地方公務員法（中略）第五、八、条第三、項本文中「第二、条」とあるのは、「第三、三、条第三、項中「官公署の事業」とあるのは、「別表第一第一、二、号に掲げる事業」とあること及び「労働させることができる」とあること及び「公務員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならぬ」とあること及び「同項の規定を（中略）適用するものとする。」

（地公労法第三、三、条）

(地公労法第三
条第一号の企業
及び特定地方
独立行政法人
地公労法第三
条第二号)の職員

三項(有期労働契約の締結、更新及び雇止め)並びに第一八条の二(雇)に係る部分並びに第七五条から第八八条まで(災害補償)の規定を除き全面的に適用あり。条第三項に、地公法第二より、地公法(三九条)を含まず。そのための適用を排除し、そのため企業職員の適用がなされる。場合には、適用がなされる。基法が適用される。

(本条は地公労等
法第一七条の規定
によつて簡易水道
事業の職員に準用
される。)及び地
方独立行政法人法
第五三条

- 一 地方公営企業 次に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う地方公共団体が経営する企業をいう。
 - イ 鉄道事業
 - ロ 軌道事業
 - ハ 自動車運送事業
 - ニ 電気事業
 - ホ ガス事業
 - ヘ 水道事業
 - ト 工業用水道事業
 - チ (略)
- 二 特定地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。
- 三 地方公営企業等 地方公営企業及び特定地方独立行政法人をいう。
- 四 職員 地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

(地公企法第三六条)
企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律(中略)の定めるところによる。

(地公企法第三九条)
企業職員については、地方公務員法(中略)第五八条(同条第三項中労働基準法第一四条第二項及び第三項並びに第一八条の二に係る部分並びに同法第七五条から第八八条まで及び船員法第八九条から第九六条までに係る部分(地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る)を除く。)(中略)の規定は、適用しない。

(地公企法第二三条第三項)
前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(中略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

<p>二 特別職に属する職員</p>	<p>二 地公法第五七条に規定する地方公営企業等の職員以外の単純労働者</p>
<p>労働基準法上の労働者に該当する場合、全面的に適用あり。</p>	<p>第一四條第二項及び第三項（有期労働契約の締結、更新及び雇止め）、並びに第一八條の二（解雇）に係る部分並びに法第七五條から第八八條まで（災害補償）の規定を除き全面的に適用あり。</p>
<p>労働基準監督機関</p>	<p>労働基準監督機関</p>
<p>地公法第四條第二項</p>	<p>地公労法附則第五項</p>
<p>（地公法第四條第二項）この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。（参考）地公法上の管理者（同法七條及び八條参照）は、地公法第三條第三項第一号の三により特別職とされる。</p>	<p>（地公労法附則第五項）地方公務員法第五七條に規定する単純な労働に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三條第四号の職員以外のものには、その労働関係その他身分取扱に關しては、その労働関係その他身分取扱に關しては、この法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第一七條を除く。）及び地方公営企業法第三七條から第三九條までの規定を準用する。（以下略）</p> <p>（地方独立行政法人法第五三條）次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員には適用しない。</p> <p>一 地方公務員法（中略）第五八條（同法第三項中労働基準法第一四條第二項及び第三項並びに第一八條の二に係る部分並びに同法第七五條から第八八條まで及び船員法第八九條から第九六條までに係る部分）（地方公務員災害補償法第二條第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五八條の二の規定</p>